

「パーキングパーミット」及び「(身体障がい者等用駐車場利用証)」の文字
車いす使用者、高齢者、妊産婦、けが人のシンボルマーク
有効期限用の枠
「愛媛県」の文字
車内に掲示ができ(ルームミラーに吊り下げ)、外から見えやすい形状
ポリプロピレン
・熱に強く、夏場の車内(ダッシュボード)に置いても変形等しないこと
・5年以上の使用に耐えること
※ただし、他に上記の条件に適合する素材があれば、事前に相談可
横144mm×縦270mm×厚さ0.6mm
0
両面刷 白地に二色(グリーン、ブラック)
6,000枚
校正は1回以上実施すること。校正後、了解のうえ作成すること。
納入期限:9月20日

(裏面)

## パーキングパーミット

(身体障がい者等用駐車場利用証) 使用のルール

- ●本人乗車時以外は利用しないでください 他人による利用が確認された場合、利用証を返却していただきます。
- ●有効期限が来たら必ず返却してください 引き続き利用される場合は、更新の手続きが必要です。
- ●身障者用駐車場を利用する必要のないときは、 プラスワンスペース、または一般駐車場をご利 用ください。

**島障者用駐車場は車いす利用の方が乗り降りしやすいよう幅が広く設けられており、スペース数も限られています。**車の乗り降りに支障のない方はブラスワンスペースを、また体調がよく、一般駐車場でも問題ないときはそちらをご利用ください。







月

〈お問い合わせ先〉 愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課 TEL:089-912-2423

有効期限

年